『第四次　寒川町高齢者保健福祉計画』（素案）

パブリックコメント

平成 20 年 12 月

寒川町

Ⅰ．計画策定の趣旨

１　計画策定の背景および趣旨

国勢調査（総務省統計局）結果によると、平成 17 年 10 月１日現在、わが国の高齢者（65 歳以上）の数は 25,672,005 人で、総人口に占める割合は 20.1%と、20%を超えています。これから、いわゆる“団塊の世代”（昭和 22～24 年出生世代）が高齢期を迎えることによって高齢者数の急増が予測されることに加えて、少子化の進行に伴って総人口が減少に転じることから、今後、高齢化率が急速に上昇していくものと考えられます。

このように人口構造の急速な高齢化と人口そのものの減少が同時に進行する中で、わが国は、年金、介護、医療、税制等を含めた社会・経済システムの抜本的な見直しを迫られていますが、その最初の取り組みとして平成 12 年４月に施行された介護保険制度は、「社会全体で高齢者等の介護を支えるしくみ」として創設されました。

以降この制度は、それぞれの能力に応じて自立した日常生活を営むため、必要な介護サービスを利用者自らの選択によって利用する支援のシステムとして国民に広く理解され、定着をみています。しかし、その一方で、解決すべき新たな課題もみえ始めました。

このような状況下において、国は平成 17 年度に、「２０１５年の高齢者介護」（平成 15 年６月）、「介護保険制度の見直しに関する意見」（同 16 年７月）の内容を基本とした、介護保険制度をはじめとする高齢者保健福祉に関する諸制度の大幅な改正を行いました。

また、同 20 年４月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）」が開始されるなど、大きな制度変更が続いています。

町は、これまで『第三次　寒川町高齢者保健福祉計画』（計画期間：平成 18～20 年度）に基づいて種々の施策・事業を展開してきています。計画策定後の社会・経済状況の変化や医療制度等の改革に対応し、さらに、この計画は介護保険法に基づく介護保険事業計画の内容も包含するものであることから、同法によって３年ごとの見直しも求められています。

こうしたことから、今回、『第四次　寒川町高齢者保健福祉計画』を策定することとします。

２　計画の性格・位置付け

◇　本計画は、町における介護保険制度を含めた高齢者に関する保健福祉政策全般にわたる計画であり、その基本的な目標を定めるとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画として定めます。

　また、高齢者の「健やかさと　やすらぎを　はぐくむまち　さむかわ」の実現に向けて高齢者保健福祉施策を発展させていきます。

◇　老人福祉法第 20 条の８に定める老人福祉計画、および介護保険法第 117 条に定める介護保険事業計画を一体化した計画とし、また、町総合計画である『さむかわ２０２０プラン』（「基本構想」の期間：平成 32〔2020〕年度まで）に基づく『寒川町地域福祉計画』の個別計画として位置付けます。

◇　町が積極的に取り組むべき今後の高齢者保健福祉施策、介護保険施策の基本方針を示す総合的な計画であり、同時に、高齢社会に対応できるしくみを構築するため町民、各種団体・関係企業などが自発的かつ

積極的な活動を行うための指針となるものです。

◇　国および神奈川県それぞれが策定した関連計画や、町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

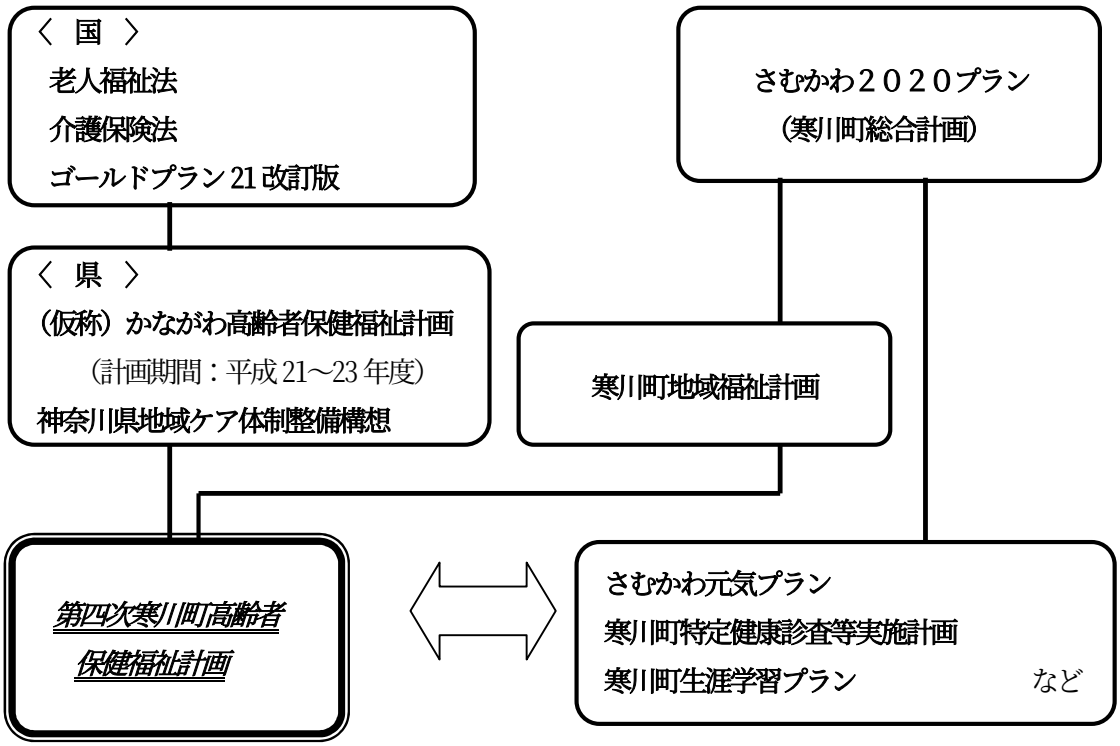

3　計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項により3年を1期とすることが求められていることから、本計画の計画期間は、平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）までの3年間とします。

ただし、国による一連の高齢者保健福祉関連諸施策の改正は2015年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に行われているものであることから、これとの整合を図り、2015年3月（平成26年度末）における目標を設定した上で、本計画期間をそこに至る中間段階として位置付け、その間における事業計画として定めます。

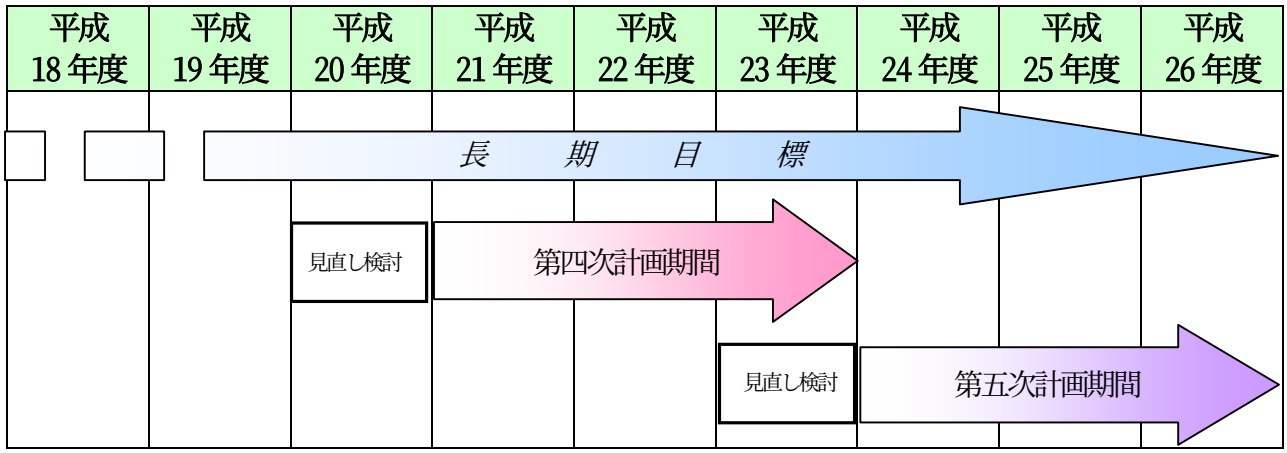

４　計画策定の経緯

（1）高齢者等アンケート調査の実施

計画策定にあたって、町内の高齢者等の意識や介護保険サービス等の利用状況・意向、将来の生活に関する意向などを把握することを目的に、アンケート調査を行いました。

また、介護保険サービス提供事業者に対して計画策定のための基礎資料とするため、現状と今後の事業展開等についてアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の実施概要

調査名	対象者	調査方法	調査期間	回収結果
高齢者一般調査	平成 19 年 11 月 1 日現在要介護／要支援認定を受けていない 65 歳以上の町民	郵送配付－郵送回収法	平成 19 年 12 月	配付数：500 有効回収数：322 有効回収率：64.4%
在宅サービス利用者調査	平成 19 年 11 月 1 日現在要介護／要支援認定を受け、在宅サービスを利用している町民	郵送配付－郵送回収法	平成 19 年 12 月	配付数：500 有効回収数：278 有効回収率：55.6%
サービス未利用者調査	平成 19 年 11 月 1 日現在要介護／要支援認定を受けているもののサービスを利用していない町民	郵送配付－郵送回収法	平成 19 年 12 月	配付数：50 有効回収数：24 有効回収率：48.0%
セカンドライフ予備群調査	平成 19 年 11 月 1 日現在 55 歳から 64 歳までの町民	郵送配付－郵送回収法	平成 19 年 12 月	配付数：500 有効回収数：259 有効回収率：51.8%
事業者調査	平成 20 年 8 月 1 日現在、神奈川県内で事業を展開している事業者の中から、500 法人・団体	郵送配付－郵送回収法	平成 20 年 8 月～9 月	配付数：500 有効回収数：180 有効回収率：36.0%

（2）検討委員会等の開催

計画策定にあたり、学識経験者、事業者、町民の意見を反映させることを目的として、「寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会」を開催しました。

また、平成 18 年度から設置している「地域包括支援センター運営協議会」および「地域密着型サービス運営委員会」においても、本計画の内容や実務面に関する事項の検討を行いました。

寒川町高齢者保健福祉計画等見直し検討委員会

	開催日	主要テーマ
第 1 回	平成 20 年 7 月 10 日	・計画策定の趣旨について ・寒川町の高齢者等の状況について
第 2 回	平成 20 年 11 月 5 日	・高齢者施策の現状について ・高齢者の将来像について ・計画の基本的な考え方について ・施策の展開について
第 3 回	平成 20 年 1 月 23 日（予定）	・計画書素案の検討 ・サービス見込み量・保険料の試算結果について
第 4 回	平成 21 年 2 月（予定）	・計画最終案の承認

Ⅱ．寒川町の高齢者の状況

１　高齢化の動向

平成１９年 10 月１日現在の寒川町の人口は 47,４６９人で、そのうち高齢者は8,１９０人、高齢化率は１７.３%となっています。これは全国の高齢化率２1.５%および県平均の高齢化率１８.５%と比べて低く、町の高齢化は全国的な進行や県平均の進行よりも遅いという特徴があります。

また、平成 15 年から 20 年の間でほぼ横ばい（微増）の状況が続いていますが、高齢者人口が年々伸び続けていることから、高齢化率については上昇の一途をたどっています。

総人口と高齢化率の推移

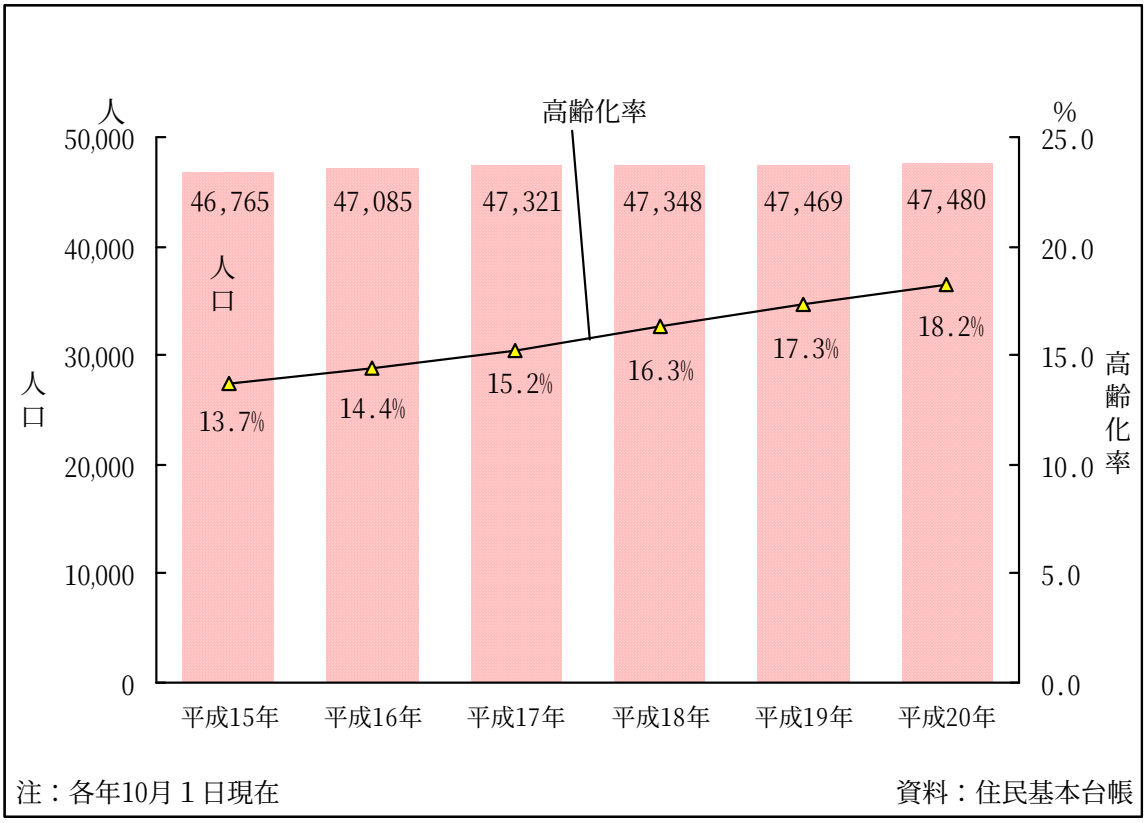

高齢者の内訳をみると、「前期高齢者」（65～74 歳）と「後期高齢者」（75 歳以上）がともに大きく増加しており、平成 15 年 10 月から同 20 年 10 月までの５年間で、前者が 1.34 倍、後者は 1.35 倍に増加しています。

前期高齢者と後期高齢者の人数の推移

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
前期高齢者	4,098 人	4,321 人	4,602 人	4,919 人	5,249 人	5,510 人
後期高齢者	2,325 人	2,450 人	2,613 人	2,789 人	2,941 人	3,141 人

注：各年 10 月１日現在　　資料：住民基本台帳

2　支援を必要とする高齢者等の状況

町の要介護等認定者数の状況

平成20年10月1日現在の町の要介護、要支援認定者数は1,097人でした。介護保険制度が施行された同12年4月以降増加傾向が続いていましたが、同18年と20年を比較してみると、20年の方が人数が減少しています。40歳以上の人口に占める認定者の割合をみても、18年の4.5%から20年の4.4%へと微減しています。

また、65歳以上の認定者の認定率（高齢者数に占める要介護、要支援認定者の割合）でも、平成18年の13.4%から、同20年の12.1%へと低下がみられました。

要介護度別認定者数（寒川町）

平成18年10月；男女計<実数>　　単位：人

年齢区分	人口	要介護等認定者							
		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
40-64	16,567	63	9	4	17	7	6	4	16
65-69	2,850	91	19	9	14	13	17	9	10
70-74	2,069	144	30	9	26	31	13	18	17
75-79	1,304	188	34	18	34	28	22	33	19
80-84	800	227	47	19	52	29	23	33	24
85歳以上	685	386	42	35	69	76	53	66	45
計	24,275	1,099	181	94	212	184	134	163	131

<構成比>　　単位：%

年齢区分	人口	要介護等認定者							
		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
40-64	100.0	0.4	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
65-69	100.0	3.2	0.7	0.3	0.5	0.5	0.6	0.3	0.4
70-74	100.0	7.0	1.4	0.4	1.3	1.5	0.6	0.9	0.8
75-79	100.0	14.4	2.6	1.4	2.6	2.1	1.7	2.5	1.5
80-84	100.0	28.4	5.9	2.4	6.5	3.6	2.9	4.1	3.0
85歳以上	100.0	56.4	6.1	5.1	10.1	11.1	7.7	9.6	6.6
計	100.0	4.5	0.7	0.4	0.9	0.8	0.6	0.7	0.5

平成19年10月；男女計<実数>　　単位：人

年齢区分	人口	要介護等認定者							
		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
40-64	16,418	56	8	10	9	8	5	8	8
65-69	3,066	97	13	19	10	15	14	15	11
70-74	2,183	120	17	18	19	19	18	16	13
75-79	1,388	192	32	28	26	27	25	31	23
80-84	845	221	29	39	22	45	35	29	22
85歳以上	708	389	28	51	47	82	63	75	43
計	24,608	1,075	127	165	133	196	160	174	120

<構成比>　　単位：%

年齢区分	人口	要介護等認定者							
		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
40-64	100.0	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
65-69	100.0	3.2	0.4	0.6	0.3	0.5	0.5	0.5	0.4
70-74	100.0	5.5	0.8	0.8	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6
75-79	100.0	13.8	2.3	2.0	1.9	1.9	1.8	2.2	1.7
80-84	100.0	26.2	3.4	4.6	2.6	5.3	4.1	3.4	2.6
85歳以上	100.0	54.9	4.0	7.2	6.6	11.6	8.9	10.6	6.1
計	100.0	4.4	0.5	0.7	0.5	0.8	0.7	0.7	0.5

平成20年10月；男女計<実数>　　単位：人

年齢区分	人口	要介護等認定者							
		計	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
40-64	16,296	54	6	5	7	11	11	10	4
65-69	3,244	92	15	12	10	20	15	10	10
70-74	2,266	117	18	23	15	14	20	13	14
75-79	1,500	200	31	30	22	36	29	34	18
80-84	904	235	33	38	25	38	37	45	19
85歳以上	737	399	30	51	40	75	96	73	34
計	24,947	1,097	133	159	119	194	208	185	99

<構成比>　　単位：％

年齢区分	人口	要介護等認定者							
		計	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
40-64	100.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0
65-69	100.0	2.8	0.5	0.4	0.3	0.6	0.5	0.3	0.3
70-74	100.0	5.2	0.8	1.0	0.7	0.6	0.9	0.6	0.6
75-79	100.0	13.3	2.1	2.0	1.5	2.4	1.9	2.3	1.2
80-84	100.0	26.0	3.7	4.2	2.8	4.2	4.1	5.0	2.1
85歳以上	100.0	54.1	4.1	6.9	5.4	10.2	13.0	9.9	4.6
計	100.0	4.4	0.5	0.6	0.5	0.8	0.8	0.7	0.4

資料：寒川町高齢介護課資料

要介護、要支援者について要介護度別の割合の状況をみてみると、平成 20 年 10 月１日には、要支援１が 12.1%、要支援２が 14.5%、要介護１が 10.8%、要介護２が 17.7%、要介護３が 19.0%、要介護４が 16.9%、要介護５が 9.0%となっており、要支援１～要介護１までの人の割合が 37.4%と、ほぼ４割を占めています。

要介護度別の構成（平成 20 年 10 月）

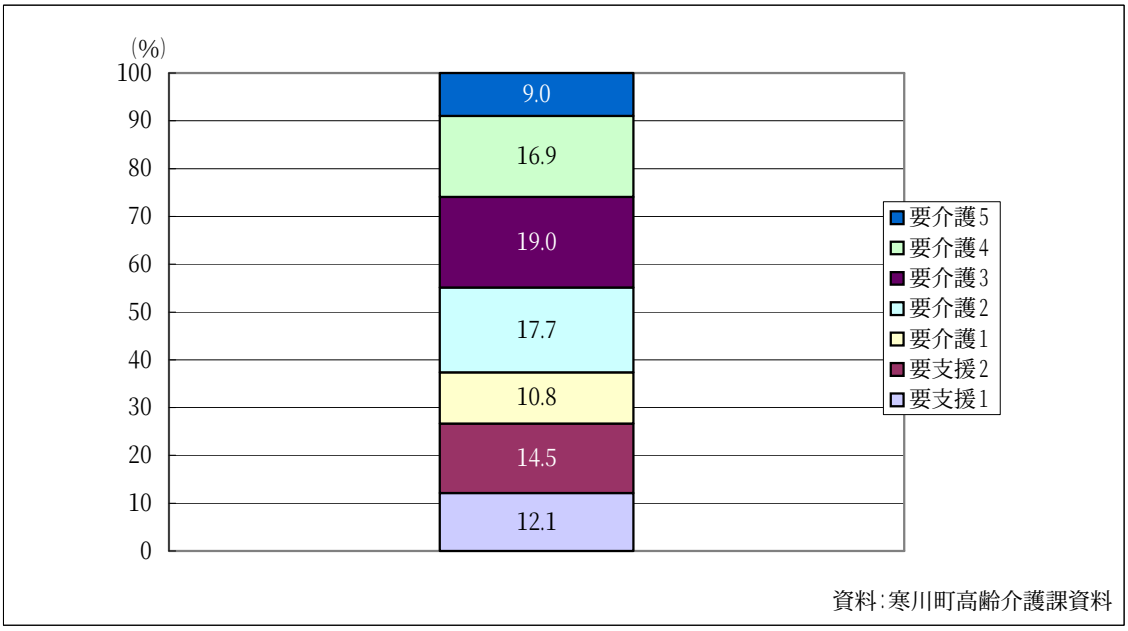

Ⅲ. 高齢者の将来像

1　高齢者等人数の将来推計

（1）将来人口・高齢者数の推計

町の平成 21 年から同 26 年までの６年間の総人口および高齢者数を住民基本台帳人口を基に「コーホート要因法」により推計すると、次のようになります。

町の将来人口

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総 人 口（人）	47,712	47,838	47,960	48,081	48,116	48,144
高齢者数（人）	9,093	9,543	9,995	10,446	10,949	11,451
前期高齢者計（人）	5,683	5,900	6,117	6,334	6,509	6,686
後期高齢者計（人）	3,410	3,643	3,878	4,112	4,440	4,765
高齢化率（%）	19.1	19.9	20.8	21.7	22.8	23.8

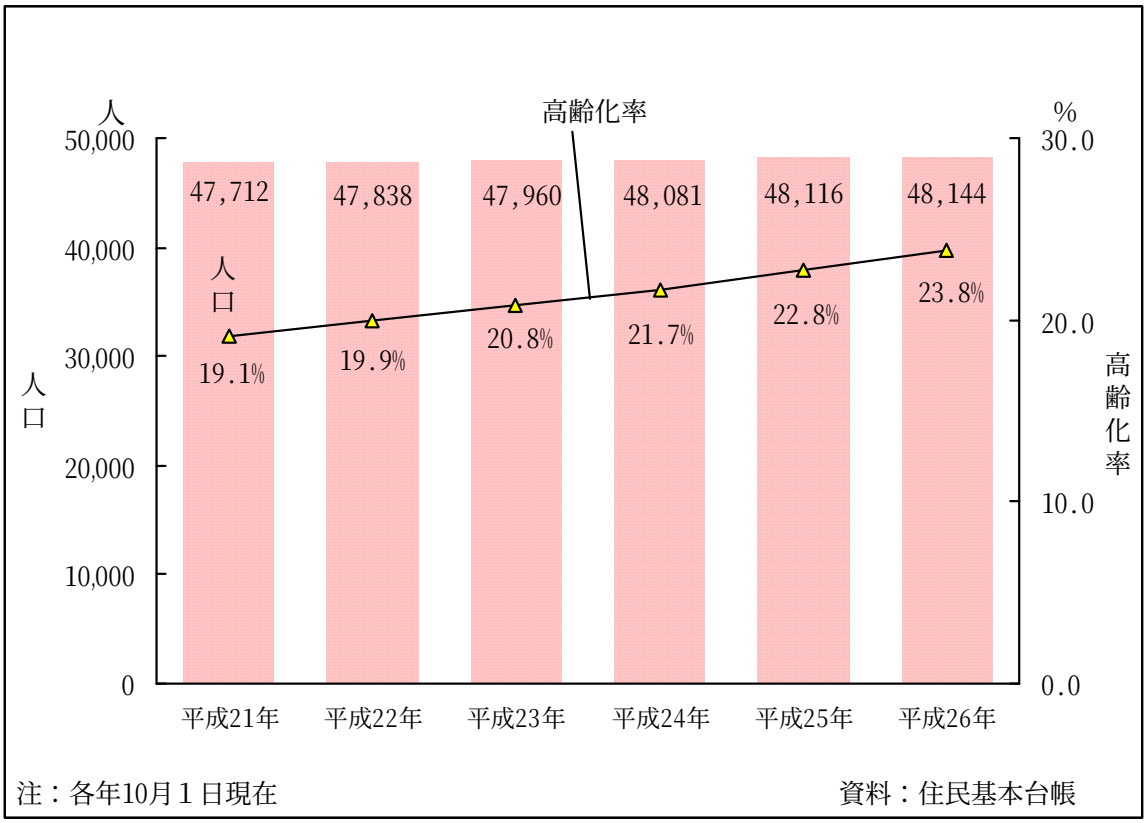

高齢化率は、平成 21 年で 19.1%、同 26 年で 23.8%と上昇が見込まれます。

（2）認定者数の推計

第四次計画期間以降も高齢化が進行し、高齢者数の増加とともに、要支援・要介護認定者も増加することが予測されます。

本計画においては、第三次計画策定時とは異なり国が示した割合を基に全国一律の割合で介護予防事業等の効果を見込むのではなく、各保険者（市町村等）が、当該地域における介護予防事業等の実施状況および今後見込まれる介護予防事業等の効果を勘案して要介護者等の数の見込みを定めることとされています。“予防効果”を含めた「介護予防後」の要介護（支援）認定者（第１号被保険者）数は、平成20年で1,043人（要援護高齢者比率12.1%）ですが、同26年においては、1,568人（要援護高齢者比率13.7%）になると推計されます。これに第２号被保険者も加えた本計画期間および同26年の認定者数の推計は、次のようになります。

要介護（要支援）認定者数の実績と推計値　　単位：人

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年		平成26年
要支援１	127	142	150	158		190
要支援２	154	166	175	186		224
要介護１	112	125	132	140		169
要介護２	183	211	225	238		288
要介護３	197	214	227	239		288
要介護４	175	191	202	213		256
要介護５	95	111	119	125		153
合　計	1,043	1,160	1,230	1,299		1,568
高齢者数	8,651	9,093	9,543	9,995		11,451
要援護高齢者比率(単位：%)	12.1	12.8	12.9	13.0		13.7
第２号被保険者	54	55	55	53		49
合　計	1,097	1,215	1,285	1,352		1,617

※ 平成20年は10月１日現在における実績、同21年以降は推計値です。

2　平成26年の将来像

（1）アンケート調査からみる生活等の変化

平成26年の将来像を描くため、平成１９年度に実施したアンケート調査のうち、「高齢者一般調査」およ

び 55～64 歳の人を対象として実施した「セカンドライフ予備群調査」の結果を抽出して整理します。

① 将来の同居の状況

将来同居していると思う相手

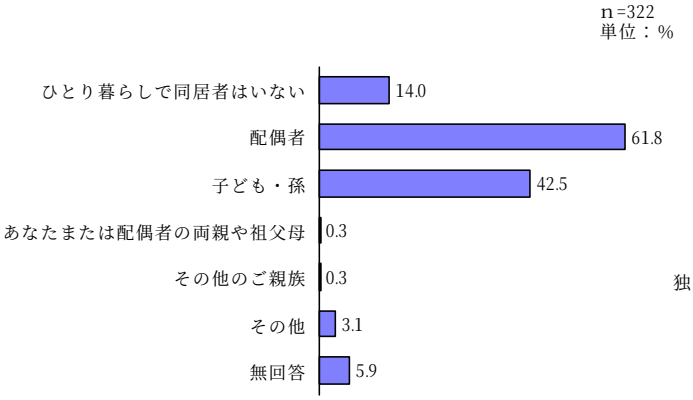

＊「高齢者一般調査」

退職（引退）後の家族との同居について

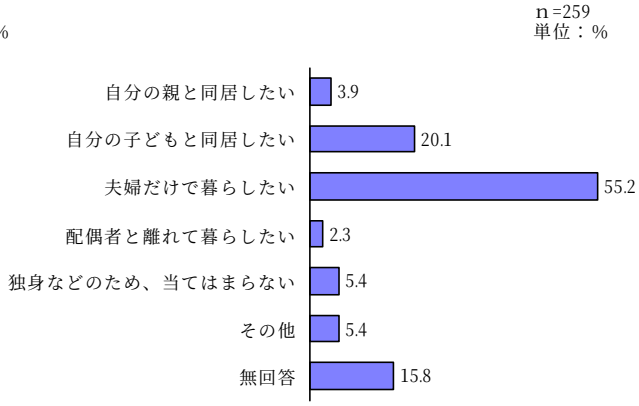

＊「セカンドライフ予備群調査」

※ 複数回答制の質問のため、回答比率の合計は 100.0%にはなっていません。

② 万一介護が必要になったとき

将来介護を受けたいと考える場所

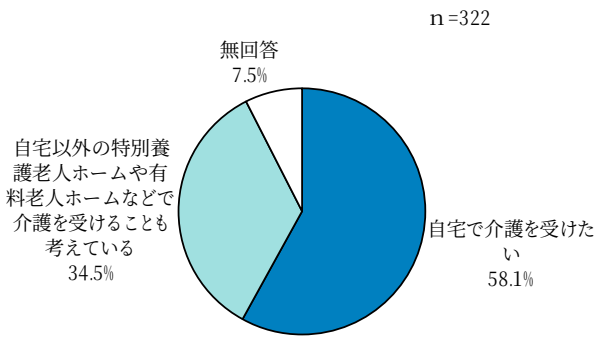

＊「高齢者一般調査」

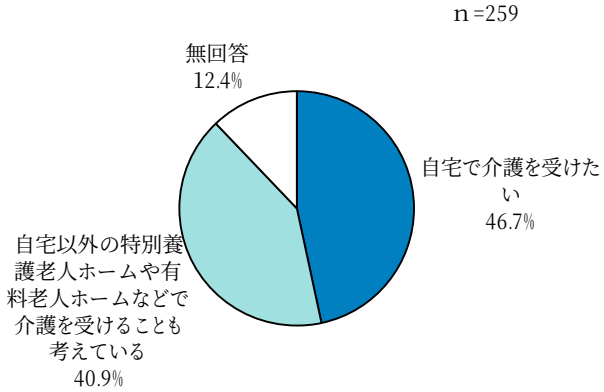

＊「セカンドライフ予備群調査」

※ 四捨五入の関係で、回答比率の合計は
100.0%にはなっていません。

自宅で介護を受ける際に希望する介護の担い手

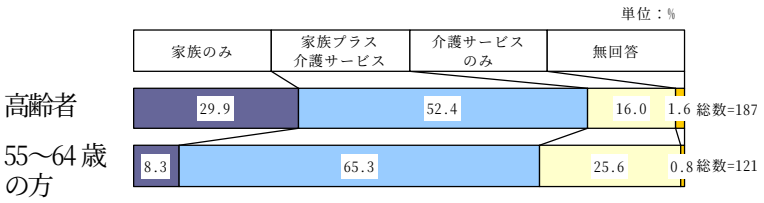

特養や有料老人ホームは自宅の近くが良いか

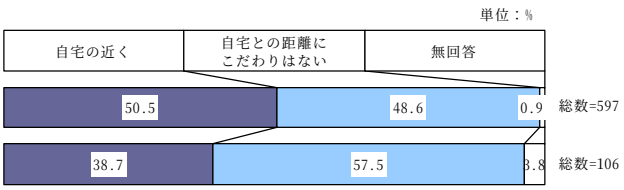

（2）平成26年の高齢者像

町では、子ども等との関係は保ちつつも一定の距離を置きたいという“独立志向”の高齢者が増加するものと考えられます。子どもと同居せず夫婦ふたり暮らしやひとり暮らしの高齢者が今後さらに増加すると予測されます。

“独立志向”は、介護期に関する考え方にも現れます。万一介護が必要になったときには、特別養護老人ホームや有料老人ホームで介護を受けることを想定する人がいっそう増加すると予想されます。

また、在宅で介護を受ける場合にも介護保険サービスの利用を希望する比率が高くなると考えられます。

Ⅴ．計画の基本的考え方

１　計画の基本理念

第三次計画においては、上位計画である寒川町総合計画「さむかわ２０２０プラン」でうたっている「すべての町民が生涯にわたり、いきいきと心身ともに健やかで、生きがいをもって住み続けられるようなまちづくり」を念頭に、その基本理念を「健やかさとやすらぎをはぐくむまち　さむかわ」としました。

第四次計画期間中においても、高齢者数の増加が予想され、Ⅲ．で将来像を描いた平成 26 年までの６年間を見据えて考えると、高齢者が生涯にわたり健康で元気に生活できることがますます重要になることに変わりありません。

また、これまで以上に高齢者のみの世帯が増加していくことを考えると、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域社会が支援していくことの重要性はさらに増していくと言えます。

したがって、本計画の基本理念は、引き続き

【基本理念】
健やかさと　やすらぎを　はぐくむまち　さむかわ

とし、高齢者が健康で、安心にそして快適に暮らせる環境の形成をめざしていきます。

２　計画の基本目標と重点課題

「基本理念」をふまえ、基本目標は次の３つとし、計画の実現に努めていきます。

本計画の基本目標
１：健康でいきいきと暮らせるまちづくり
２：安心して暮らせる　やすらぎ・福祉のまちづくり
３：地域で支えあう　うるおいのあるまちづくり

また、「基本目標」を実現するための重点課題は、次の５つとします。

①健康維持、疾病・介護予防の推進
②生きがいづくりと交流促進
③安心・安全に暮らせるまちづくりの推進
④介護保険制度の円滑な運営
⑤地域生活支援体制の充実

「基本目標１：健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現のために…

重点課題① 健康維持、疾病・介護予防の推進

高齢者がいきいきと生活するために、町民一人ひとりが主体的に自己の健康管理や生活の質を維持するための支援や、生活習慣病予防等の「健康づくり」を目的とした事業に積極的に取り組みます。また、介護が必要な状態にはないものの、生活機能の低下がみられるなど将来介護が必要になりそうな人については、積極的に各種の介護予防事業に参加していただき、健康づくりから介護予防まで一貫した取り組みをいっそう推進します。

重点課題② 生きがいづくりと交流促進

人がいきいきと暮らしていくためには、高齢者に限らず、常に生きがいを持って社会の中で積極的な役割を果たしていくことが大切です。高齢者が社会から引退することなく生涯現役でいきいきと暮らしていけるよう社会参加や生涯学習活動等の支援を行うなど、生きがいづくりと世代間の交流促進・福祉学習に資する施策を充実させていきます。

「基本目標２：安心して暮らせる　やすらぎ・福祉のまちづくり」の実現のために…

重点課題③ 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の高齢者が不安を感じることなく生活できるよう、「見守り」体制の整備・強化が不可欠です。また、高齢者が安心して生活できるよう配慮していくとともに、高齢者が元気に活動していけるよう寒川町地域福祉計画のもと、住宅・道路・公共施設等まち全体のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、安心・安全に暮らせるまちづくりを図ります。

重点課題④ 介護保険制度の円滑な運営

高齢者が心身の状態に応じて必要な介護サービスを受け、安心して暮らすことができるようにサービス量の確保やサービス基盤の整備を推進します。また、保険者として、サービス事業者の指導・育成を行い、給付の適正化を推進し、よりいっそう質の高いサービスが適切に提供されるように努めます。

「基本目標３：地域で支えあう　うるおいのあるまちづくり」の実現のために…

重点課題⑤ 地域生活支援体制の充実

高齢者が住み慣れたまちの中で、その人らしく生活できるように介護や福祉についての相談に応じ、健康や暮らしを包括的に支援する機関として設置された地域包括支援センターを中心に、介護予防ケアマネジメント業務、総合的相談支援、高齢者虐待防止と権利擁護業務および高齢者の状態把握等の実施や、医療機関・サービス事業者・地域住民等と協力しながら、地域ケア体制のいっそうの充実を図っていきます。また、高齢者の在宅生活を支えるという視点から、生活支援サービスの充実や地域ケア体制を「心」の面から支える基盤として高齢者を敬い大切にする風土を醸成していくとともに、民生委員や地域の人たちによる見守り体制の確立を推進します。

Ⅵ. 施策の展開

1　健康維持、疾病・介護予防の推進（重点課題①）

（1）介護予防事業

・特定高齢者把握事業

加齢等により心身の生活機能が低下している高齢者を早期に発見し、適切な介護予防に取り組めるようにする入り口として、高齢者に対して生活機能に関する評価を実施します。

・介護予防特定高齢者事業

生活機能に低下が見られる人（特定高齢者）に対して、ケアプランに沿って、介護予防サービスを提供します。

その他、以下の事業の実施を予定しています。
・介護予防一般高齢者事業

（2）健康管理

・健康診査

〇特定健康診査・特定保健指導

寒川町国民健康保険に加入する４０歳から７４歳の人を対象として健康診査を行い、また、健診の結果特定保健指導の対象となった人に対しては、改善・重症化の予防を目的とした特定保健指導を行います。

〇健康診査

健康増進法に基づき生活保護を受給している人及び４０歳から７４歳で特定健康診査の対象とならない人を対象に生活習慣病予防に着目した健康診査、ならびに、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する７５歳以上の人を対象にした高齢者健康診査を町内及び茅ヶ崎市内の医療機関で実施しています。

また、がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん〔視触診・マンモグラフィ〕）や肝炎ウィルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診を継続します。

・給食サービス事業

ひとり暮らしの高齢者および高齢者夫婦のみの世帯のうち食事の支度が困難な世帯を対象とし、バランスのとれた食事を摂ることで低栄養状態に陥らないよう食事の宅配を行う事業です。

また、食事の宅配時に安否確認を行うことで、見守り体制の一翼を担います。

その他、以下の事業の実施を予定しています。
・健康教育
・健康相談
・訪問指導
・健康手帳の交付
・骨粗しょう症予防事業
・機能訓練（ことば）
・生活支援型デイサービス運営事業
・生活管理指導短期宿泊事業
・はり・灸・マッサージ治療扶助事業

2　生きがいづくりと交流促進（重点課題②）

（1）生きがいづくり支援

・敬老会の開催

毎年敬老の日近くの土曜日に、高齢者の生きがいづくりと社会参加意欲の増進を目的として７５歳以上の高齢者を対象に、歌謡ショーを中心とした敬老会を開催します。

・ふれあい・いきいきサロン

社会福祉協議会やボランティアグループの自主事業として隔月ごとに北部・南部文化福祉会館で、健康体操やカラオケ教室などを実施しているものです。

その他、以下の事業の実施を予定しています。
・敬老金支給事業
・高齢者スポーツの振興
・老人憩の家の管理
・世代間交流の推進
・生涯学習事業の推進

（2）社会参加・社会貢献

・寒川町老人クラブの育成

町では、クラブ運営費の助成をするとともに、活動方法に関するアドバイスやノウハウの提供等、老人クラブがより活性化していくために必要な支援や高齢者の仲間づくりの場として広くＰＲをしていきます。

・高齢者のボランティア活動の参加支援

高齢化に伴って社会の中で活動の場を求めている健康な高齢者も増加しており、ボランティア活動はそのような“元気高齢者”が社会に参加する具体的なきっかけの１つといえます。

町では、社会福祉協議会が運営している「ボランティアセンター」をボランティア活動の拠点と位置

付け、機能強化を図っていきます。

その他、以下の事業の実施を予定しています。
・寒川町シルバー人材センターの支援
・ふれあいセンターの管理運営

3　安心・安全に暮らせるまちづくりの推進（重点課題③）

（1）安心なまちづくり

・徘徊高齢者対策の充実（徘徊老人のためのＳＯＳネットワーク事業）

茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎保健福祉事務所、地域の関係機関の協力のもと、行方不明になった認知症高齢者の早期発見と保護を目的とした「徘徊老人のためのＳＯＳネットワーク」を茅ヶ崎市と連携して構築し、予防登録事業、早期発見事業、一時保護事業、普及啓発事業等を実施して、認知症高齢者が安心して生活できる地域社会の形成に取り組んでいます。

・ねたきり老人等戸別塵芥収集事業

一般廃棄物を町が指定した収集所まで搬出することが困難なねたきり高齢者世帯、ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯等を対象に戸別に家庭まで収集に伺うことで、衛生的な生活環境への改善を図り、あわせて安否確認を行う事業です。

その他、以下の事業の実施を予定しています。
・老人保護措置事業
・緊急通報システム（ひとり暮らし老人緊急通報システム事業）
・新たな見守りのためのしくみづくり
・認知症の人を地域で支えるまちづくり
・高齢者の住まいに対する取り組み

（2）安全なまちづくり

・公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン

町では、町役場や寒川駅等のバリアフリー化、総合図書館等の新しい施設のユニバーサルデザインの推進など、高齢者を含むすべての人が利用しやすい公共施設の整備を進めるとともに、今後も関係機関に対する働きかけを行っていきます。

４　介護保険制度の円滑な運営（重点課題④）

（1）保険給付

1）介護給付（要介護者への法定給付）

いくら健康の保持や介護予防につとめても、様々な要因によりすべての人が要介護状態に陥る可能性を完全に回避することは困難です。

介護が必要な状態になっても、それぞれの心身の状態に応じてできる限り自立した生活が送れるよう、要介護１から５の人に「介護給付」を行います。

介護給付の対象となるサービスは次のとおりです。

＜居宅サービス＞

・訪問介護（ホームヘルプサービス）
・訪問入浴介護
・訪問看護
・訪問リハビリテーション
・居宅療養管理指導
・通所介護（デイサービス）
・通所リハビリテーション（デイケア）
・短期入所生活介護
・短期入所療養介護
・特定施設入居者生活介護
・福祉用具貸与
・特定福祉用具購入費の支給
・住宅改修費の支給
・居宅介護支援（ケアマネジメント）

＜施設サービス＞

・介護老人福祉施設
・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設

2）介護予防給付（要支援者への法定給付）

要介護認定において「要支援１」、「要支援２」となった人に生活機能の維持・向上のため「介護予防給付」を行います。

給付の対象となるサービスは次のとおりです。

＜介護予防サービス＞

・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
・介護予防訪問入浴介護
・介護予防訪問看護
・介護予防訪問リハビリテーション
・介護予防居宅療養管理指導
・介護予防通所介護（デイサービス）
・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
・介護予防短期入所生活介護
・介護予防短期入所療養介護
・介護予防特定施設入居者生活介護
・介護予防福祉用具貸与
・特定介護予防福祉用具購入費の支給
・介護予防住宅改修費の支給
・介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)

3）地域密着型サービス（法定給付）

地域密着型サービスについては、町が指定する事業所のみ、介護保険給付として利用することが可能です。

・夜間対応型訪問介護
・認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

・小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
・認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
・地域密着型特定施設入居者生活介護
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（2）地域支援事業

町では、地域の高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として地域支援事業を行っています。

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の 3 事業で構成されます。

〈介護予防事業〉

特定高齢者把握事業	重点課題１に記載
介護予防特定高齢者事業	
介護予防一般高齢者事業	

〈包括的支援事業〉

地域包括支援センターの設置・運営	重点課題５に記載
介護予防ケアマネジメント	
高齢者相談窓口	
権利擁護事業	
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	重点課題４に記載

〈任意事業〉

高齢者スポーツの振興	重点課題２に記載
徘徊高齢者対策の充実 （徘徊老人のためのＳＯＳネットワーク事業）	重点課題３に記載
住宅改修支援事業	重点課題４に記載
介護相談員派遣実施事業	
成年後見制度利用支援事業	重点課題５に記載
介護教室の開催	

（3）円滑な運営のための体制づくり

・統計的情報の提供
・住民への広報の充実
・認定審査会委員研修の実施
・認定調査員研修の実施
・事務処理体制の充実
・要介護認定に関する苦情処理
・社会福祉法人等による生計困難者の利用負担の減免等
・介護保険運営協議会
・地域包括支援センター運営協議会
・地域密着型サービス運営委員会
・地域密着型サービスの整備（指定・監督）

（4）介護保険サービスの質の向上

・介護相談員派遣実施事業

苦情の早期発見と対応の仕組みの一環として、町より介護保険サービス提供事業者に介護相談員を派遣し、中立的な立場で利用者あるいは従業員と面談し、苦情等の対処、改善に努めるものです。

・介護給付適正化への取り組み

保険者として、国の示す「介護給付適正化計画」の指針を基に、介護サービスの質の向上、不適切な給付の削減を図るため、適正化事業に努めます。

その他、以下の事業の実施を予定しています。
・介護保険サービス等に関する苦情処理体制
・虐待防止と身体拘束の廃止に向けた取り組み
・苦情の早期発見のしくみづくり
・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
・事業者への立ち入り調査等の実施
・「介護サービス情報公表」のための情報提供

5　地域生活支援体制の充実（重点課題⑤）

（1）地域支援サービスの充実

・権利擁護事業

〇町では、地域包括支援センターの業務として以下のことを行います。

①権利擁護に関する相談等に広く応じること

②「成年後見制度」を円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供や後見事務等を実施する団体などの紹介をすること

③高齢者虐待を早期に発見するために地域のさまざまな関係者によるネットワークを構築・強化すること

また、社会福祉協議会が行っている「地域福祉権利擁護事業」の積極的活用を図っていきます。

〇地域福祉権利擁護事業（『さむかわ財産保全・管理あんしんサービス』）

社会福祉協議会が高齢者等の在宅・地域生活を支えるため、町の支援のもと生活支援員を派遣するなどして、

①福祉サービス利用援助

②日常的金銭管理サービス

③書類等預かりサービス

の３つのサービスを提供しているもので、①、②については情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行、代行、③については金融機関の貸金庫に保管を行っています。

その他、以下の事業の実施を予定しています。
・地域包括支援センターの設置・運営
・介護予防ケアマネジメント
・成年後見制度利用支援事業
・高齢者相談窓口
・ふれあい福祉なんでも相談室

（2）家族介護者への支援

・寝たきり高齢者等の紙おむつ代助成

在宅で寝たきりの状態にある人を介護している家族に対し経済的負担の軽減を図ることを目的として、紙おむつ代を助成しています。

その他、以下の事業の実施を予定しています。
・介護教室の開催
・介護者交流会

（3）生活支援サービスの提供

・寝具乾燥丸洗いサービス

在宅でねたきり等の状態にある人やひとり暮らしの高齢者に、寝具の乾燥や丸洗いを行うことにより、衛生的な生活を確保することを目的とした事業です。年９回の寝具の乾燥、年３回の丸洗いを行います。

その他、以下の事業の実施を予定しています。
・美容サービス
・送迎サービス事業
・リフト車貸出サービス
・福祉機器の貸与